○中部地方整備局告示第百八十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月一日　中部地方整備局長　梅山　和成

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考	
下呂市小坂町門坂字柏原五〇八番一から高山市久々野町渚字ドバ一〇六九番三まで	前	BA	一一・七〇～一〇六・〇〇〇メートル	二・七七〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA	八・二〇～一〇六・〇〇〇メートル	二・七七〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

○中部地方整備局告示第百九十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月一日　中部地方整備局長　梅山　和成

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考	
尾鷲市大字南浦字矢ノ川大曾越二〇四四番一から熊野市大泊町字向芝六九六番二まで	前	BA	六・七〇～一五三・〇〇〇メートル	二六・〇一〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA	一二・〇〇～二三七・〇〇〇メートル	一九・三〇〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○中部地方整備局告示第百九十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月一日　中部地方整備局長　梅山　和成

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
三重県度会郡大紀町滝原字大阪本一六七番二から同町滝原字中阪本一九〇番五まで	前	一二・〇〇～三四・〇〇〇メートル	〇・一〇〇キロメートル	
	後	一三・五〇～三四・〇〇〇メートル	〇・一〇〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○中部地方整備局告示第百九十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月一日　中部地方整備局長　梅山　和成

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十一号

(三) 供用開始の区間　下呂市小坂町門坂字柏原五〇六番一から高山市久々野町渚字ヨリ洞二二〇五番一まで

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十一月二日十五時

○中国地方整備局告示第百五十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月一日　中国地方整備局長　栗田　悟

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
大竹市黒川一丁目二二一〇番一地内	前	二二・〇〇～五一・五〇〇メートル	〇・〇三〇キロメートル	
	後	二二・〇〇～二二・五〇〇メートル	〇・〇三〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○四国地方整備局告示第九十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月一日　四国地方整備局長　三浦　真紀

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十五号及び百九十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
阿南市津乃峰町東分一一四番四から同市橘町字幸田一三九番一まで	前	A 七・五五～一六・〇五メートル	四・九八〇キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B・C 二五・三二～二五・一四	三・六一五	
		A 七・五五～一六・〇五メートル	四・九八〇キロメートル	
		B・C 二五・三二～二五・一四	三・六一五	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○四国地方整備局告示第九十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月一日　四国地方整備局長　三浦　真紀

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

五十五号及び百九十五号　阿南市津乃峰町中分一四番二から同市橘町大浦一五七番一五まで　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十一月二日十五時

○北海道開発局告示第百二十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月一日　北海道開発局長　澤田　和宏